評価に係る各種指針　令和３年度短期大学認証評価用について

※「基礎要件に係る評価の指針」のほかに「基礎要件以外の評価の指針」を短期大学評価委員会の合意点として文書化し、提言の目安を明らかにしたほか、「基礎要件に係る評価の指針」に関しても、下記の点で表記上の修正を行った。

・「是正勧告又は改善課題」あるいは「改善課題又は是正勧告」とあるものについて、すべて「是正勧告又は改善課題」に統一。
・例えば、「改善課題として指摘する」あるいは「改善課題を指摘する」とあるものについて、すべて「…として指摘する」に統一。

以上